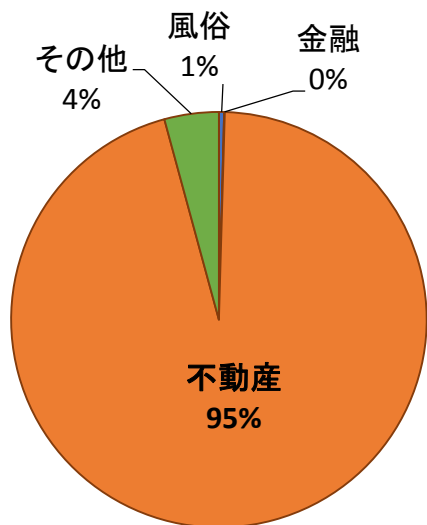


今年度も残すところあとわずかとなりました。大きなトラブルもなく順調に除却協力員制度を運用してこれたのも皆様のおかげです。今後ともご協力よろしく申し上げます。万一、活動中に怪我などをされた場合には傷害保険が適用されますので、ご連絡ください。

平成30年1月末時点除却状況

平成29年4月から平成30年1月末までで、協力員の皆様には違反屋外広告物を**2,158枚**除却していただきました。これは同時期と比較して**1,120枚多い**結果となります。貼り紙の増加は喜ばしいことではありませんが、皆様の精力的なご協力を大変心強く感じております。



除却広告物の業種内訳は左グラフの通りになります。例年通り不動産広告が圧倒的に多い結果となりましたが、その原因として、特定の業者が大量の貼り紙を設置していることが考えられます(写真下)。

市職員も除却に当たっていますが、あまりに量が多く対応が追い付かないほどです。

(裏面に続く)



写真 問題の貼り紙



<問題の貼り紙の主な特徴>

- ・町名や駅名を大きく掲載
- ・価格や間取り情報を掲載
- ・強力な粘着テープを使用
- ・同じ張り紙を大量に設置
- ・会社名はなく電話番号を記載
- ・複数の電話番号を使い分けている様子



<現在の市の対応>

記載されている電話番号に何度か連絡を試みっていますが、電話が繋がらないため直接指導ができない状況です。電話番号から業者を特定する方法を検討しましたが、難航しており、警察にも相談しています。

根本的な対応策がない状況下で、市では以下のような対応を行っています。

・警告シールの貼り付け

業者と市民に違反行為を知らしめます。

・根気強く除却

こまめに除却することで貼り紙の設置がなくなると、他市の事例で報告がありました。

**今後とも本件に関して対応を継続していきます。
皆様のご協力をお願いいたします。**



<警告シール>

除却協力員の皆様のご継続意思確認を実施します

来年度以降も除却協力員を継続されるか否かの意思確認を実施いたします。

別紙の回答用紙に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒でご返送下さい。

提出締切 平成30年3月26日

**本年度も大変お世話になりました。
今後とも本市の美化にご協力をお願いいたします。**

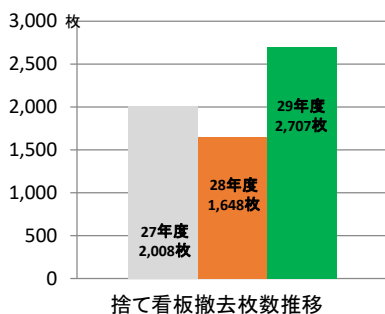
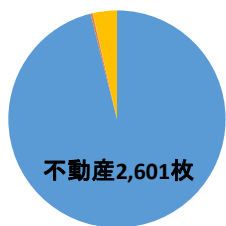
編集発行：八王子市まちなみ整備部 まちなみ景観課
TEL：620-7267 FAX：626-3616
Mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

今回のニュースレターは、協力員を昨年度で辞退された方にもお送りしています。次号からは、今年度も協力員を継続された方にのみお送りします。

昨年度は2,707枚を除却！！

昨年度皆様に除却していただいた捨て看板は、**2,707枚**にのぼりました。ご協力本当にありがとうございます。市内の違反屋外広告物の数は昨年度と比べて増加しており、これからも皆様のご協力が必要です。引き続き今年度もよろしくお祈りします。

2,707枚のうち、96パーセントが不動産関係の捨て看板！



135名で新年度をスタートします！

3月に継続確認のお便りを協力員の皆様へお送りしました。その結果、141名の方々からお返事をいただき、135名の皆様から継続の意思表示をいただきました。今年度もご協力よろしくお願いいたします。

また、協力員を辞退された皆様におかれましては、今まで除却活動にご協力いただき、本当にありがとうございました。職員一同感謝申し上げます。

身分証明書の交付を すでに受けた方

昨年度身分証明書の交付を受けた方で、継続の意思表示をしていただいた皆様には、「違反屋外広告物除却協力員身分証明書」を同封いたしました。

また、身分証明書ホルダーとストラップを配布しておりますので、希望される方はご連絡ください。

まだ身分証明書の交付 を受けていない方へ

継続意思表示をしていただいただけでは除却活動は行えません。除却活動を行うには、「違反屋外広告物除却協力員身分証明書」が必要となります。まだ身分証明書の交付を受けていない方は、事前にご連絡をしていただき、八王子市役所5階まちなみ景観課へお越しくください。20分程の説明の後、身分証明書を交付致します。

各地域事務所への看板の持ち込みについて

除却していただいた違反屋外広告物は、市役所本庁舎や地域事務所等に持ち込んでいただいております。

お持ち込みいただく際は、下記の**時間内にお持ち込み**いただきますようお願いいたします。

	市役所本庁舎 各地域事務所	八王子駅南口 総合事務所	各市民センター (第2・4月曜日は休館日)
平日	8:30~17:00	8:30~19:00	8:30~21:45 (年末年始は閉庁)
土・日	閉庁	8:30~17:00	
祝・休日	閉庁	閉庁	

ボランティア保険について

協力員の皆様には安全やトラブルに十分気を付けて活動をお願いしておりますが、万が一に備えて保険に加入しております。補償内容及び上限金額の概要は下表の通りになります。

平成30年度ボランティア保険

補償内容	補償上限額
死亡補償	1000万円
入院補償(1日当たり)	6千円
通院補償(1日当たり)	3千円

名簿を希望される方

皆様のご要望をもとに『除却協力員名簿』を作成しました。市役所5階まちなみ景観課窓口で配布しております。

- * 郵送での配付は行っておりません。
- * 配付対象は名簿に記載されている方に限らせていただきます。

【参考写真】市が撤去したカラーコーン



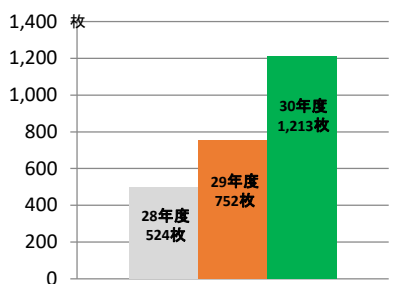
新年度も多くの方にご協力いただけることに一同感謝しております。
今年度もよろしくお願いいたします。

編集発行: 八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課
TEL: 620-7267 FAX: 626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp

残暑お見舞い申し上げます。例年のない猛暑を記録しています。涼しい季節が待ち遠しい今日この頃、皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。

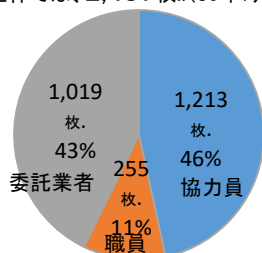
4月～7月までに1,213枚を除却!!

4月～7月までに、協力員の皆さまに除却していただいた捨て看板は、1,213枚にのびりました。市内の違反屋外広告物の数は昨年度と比べて増加しており、今後も皆さまのご協力が必要です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



協力員による捨て看板撤去枚数推移
(4月～7月)

全体では、2,487枚!!(30年7月末現在)



捨て看板は、小宮町にある集積場に集められます。

新年度に入り、新たに15名のかたのご協力をいただけることになりました!!

お住まいの地域を見守っていただいている方々から、違反屋外広告物についても協力したいという声を受け、7月末までに、15名の方が新たに協力員として登録をしていただきました。ありがとうございます。

封筒の貼り紙出現!!

6月上旬、西八王子駅付近を中心に、大量に貼られていました。協力員の皆さまには、何十枚と除却をしていただき、ありがとうございました。問い合わせ先に連絡がとれ、嚴重注意を行いました。



剥がしもれがあるかもしれません。引き続き除却活動にご協力ください。

他の自治体はどうしているの？

違反屋外広告物に悩みを抱えている自治体は、八王子市だけではなくありません。8月に、屋外広告物適正化都県市協議会という、東京都のほか近隣市などで構成された協議会の会議に参加します。他市の状況を9月の意見交換会にてご報告できると思います。(意見交換会は、裏面にてお知らせしています。)

月3回除却委託しています

協力員の皆さまのほか、除却をお願いしている業者がいます。月に3回(全て土曜日)、市内全域にて除却活動をしています。

意見交換会の実施について

9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定め、屋外広告物に関わる普及啓発、違反屋外広告物に対する意識啓発等を推進しています。日頃よりご協力をいただいている協力員の皆さまとの交流を図ることを目的として、9月29日(土)に意見交換会を開催しますので、ぜひご参加をお待ちしております。

日時 平成30年9月29日(土) 10:00~11:30
 場所 中央図書館(住所:千人町3-3-6)
 3階 第2会議室



意見交換会にお申込みいただく際は、下記のとおりお願いいたします。 中央図書館はこちら
 申込時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日を除く)
 申込先は、窓口・電話・FAX・メールいずれも可

議題提案等がありましたら、あわせてお知らせください

皆さんからの声をお待ちしております

協力員の皆さまからご送付いただく「違反屋外広告物除却報告書」の備考欄は、まちなみ景観課の貴重な情報源であり、業務に役立てております。毎年提出された報告書に基づき、除却枚数を東京都に報告しています。引き続きご意見を参考にさせていただきたいので、よろしくお願いたします。

申し込み方法(9月21日(金)まで)

いずれかの方法で申込みをお願いします。

- ① 窓口 市役所5階まちなみ景観課
- ② 電話 620-7267
- ③ FAX 626-3616(お名前とご連絡先をお知らせください。)
- ④ メール b132300@city.hachioji.tokyo.jp

協力員さんの声

不動産関係の違反貼り紙で、「この看板は、売り出し終了後、撤去します。」と表示があるのは、撤去してよいのでしょうか。
 →はい。撤去を避けるため、不動産業者がこのように表示していると推測されます。撤去していただいてもかまいません。

まちなみ整備部まちなみ景観課 宛て (表1) 備考欄

電話 620-7267 違反広告物除却報告書
 FAX 626-3616
 メールアドレス b132300@city.hachioji.tokyo.jp

年月日	備考欄	区分	会社名・店名	電話番号	留意	枚数
月 日	町	立寄板・貼り札・張り紙・その他			高さ・色調・不調度・その他	
月 日	町	立寄板・貼り札・張り紙・その他			高さ・色調・不調度・その他	
月 日	町	立寄板・貼り札・張り紙・その他			高さ・色調・不調度・その他	
月 日	町	立寄板・貼り札・張り紙・その他			高さ・色調・不調度・その他	
月 日	町	立寄板・貼り札・張り紙・その他			高さ・色調・不調度・その他	
月 日	町	立寄板・貼り札・張り紙・その他			高さ・色調・不調度・その他	

備考(違反事項等)記入

夏の疲れが出る時節と存じます。くれぐれもご体調にはお気をつけください。猛暑の折から、皆さまのご健康をお祈り申し上げます。

編集発行: 八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課
 TEL: 620-7267 FAX: 626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp

日増しに秋の気配が色濃くなってきました。皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。意見交換会を9月29日（土）に開催し7名の方にご参加いただきましたので、ご報告します。

意見交換会を開催しました!!

意見についてまとめてみましたので、今後の活動の参考にしてください。



「業者とトラブルがあった際、どう対応したらいいのかを、意見交換会でシミュレーションしてみるとか、目先を変えてもっと楽しくできるような活動になればいいんじゃないかな」
—貴重なご意見ありがとうございます。—

○除却報告について

除却報告書の提出が手間であるため、義務付けないでほしい。

<回答>

現在、除却報告書の提出については義務とはしていないため、難しい場合はご提出いただかなくても結構です。しかし、皆様のご報告が除却活動の実績となり、本事業の有効性を示す原動力となります。そのため、可能な範囲で構いませんので、皆様の実績報告をお待ちしております。

○警告シールについて

現在の警告シールは小さすぎる。もっと大きくしないと効果はないと思う。

○身分証明書について

まちなみ景観課の電話番号を大きく明記してもらいたい。

<回答>次回より工夫します。

○ボランティア保険について

市のボランティア保険に加入しています。

補償内容	補償上限額
死亡保障	1,000万円
入院補償(1日あたり)	6千円
通院補償(1日あたり)	3千円

○八王子警察へのお願い

警察と話す機会があれば、以下の要請をしてほしい。

- ①除却協力員が活動を行っていることの周知
- ②交番での違反屋外広告物の一時預かり
- ③万が一不動産業者等とトラブルになった際の110番対応

<回答>

警察と意見交換ができる機会をつくれるよう、警察との連携が強い市の防犯課に働きかけていきます。

<回答>

予算の関係もありすぐに大きくはできませんが、今後の参考にさせていただきます。

三角コーンは撤去せず、まちなみ景観課にご連絡ください。

制度上、三角コーンは撤去できますが、その後一定期間保管し「公告」する手続きが発生します。三角コーンや木のフレーム看板などは、立看板に該当し、屋外広告物法の中で「財産権」を認められているからです。

三角コーンは、貼り紙に比べて経費がかかっており、また不動産業者等とのトラブルになる危険性があるので、見つけたらまちなみ景観課までご連絡ください。

また、八王子市や警察などの名前が書かれてある看板で、劣化し撤去が必要だと見受けられるものについても、一度設置者を調べますので、まちなみ景観課までご連絡ください。



名簿配付について

これまで、複数人で活動してほしいという経緯から、希望があった方に除却協力員名簿を配付しておりました。意見交換会で個人情報や安全に管理するうえで、名簿の配付は必要かどうかと議題提案させていただきました。その際のご意見を掲載させていただきます。

<ご意見>

- ブロック毎に名簿を配ればよい。
- 自分が活動するエリアに何人ぐらいいるのか知りたい。
- 仮に名簿配付がなくても、自分の住むエリアの協力員について知りたい場合、まちなみ景観課で教えてくれるのか。



まちなみ景観課としては、今後名簿は配付いたしません。一方で、自身がお住まいのエリアにいらっしゃる協力員についてお知りになりたい場合は、情報提供を了承済の方について、市からご連絡をさしあげるかたちをとりたいと思います。

また、各地域の協力員人数を別紙にまとめましたので、併せてご確認ください。

名簿配付についてのご意見お待ちしております。

まちなみ景観課(本庁舎5階)にいらっしやいませんか？

意見交換の中で、もっとまちなみ景観課の職員と情報交換ができるよう、窓口に通ってもよいかとご意見をいただきました。皆様から寄せられる情報は、業務に役立てていきたいと思っておりますので、市役所からお住まいが遠い方もいらっしやると思いますが、良かったら窓口までお越しください。

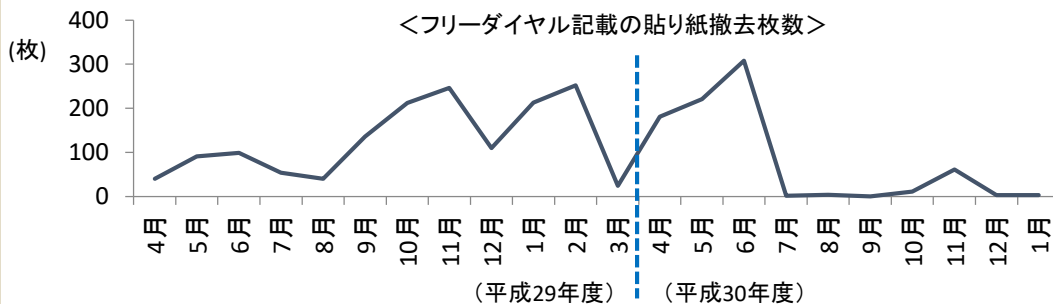
朝晩は冷え込んできました。風邪などひかぬようご自愛ください。

編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課
TEL: 620-7267 FAX: 626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp

今年度も残すところあとわずかとなりました。今後ともご協力よろしくお願いします。

平成30年度を振り返って

平成30年4月から平成31年1月末まで、協力員の皆様には違反屋外広告物を**1,733枚**除却していただきました。これは昨年度と比較して**425枚少ない**結果となります。除却枚数が減った要因として、昨年度大量に設置された「フリーダイヤル記載の貼り紙」が減ったためだと考えられます。



関係部署と協力して活動しました

昨年度に引き続き、フリーダイヤル記載の不動産貼り紙や、封筒タイプの貼り紙が多数設置され、対応に苦慮していましたが、違反屋外広告物対策関係部署の協力の元、当該貼り紙の数を大幅に減らすことができました。

また、除却協力員による活動については八王子警察に伝えてあります。今後とも連携を強化し、違反屋外広告物の削減に向けて活動していきます。

20名の方が新たに登録されました

今年度はお住まいの地域ごとにまとまって協力員になりたいとのお声があがり、20名の方が新たに登録されました。現在は155名が除却協力員として登録されています。皆様の周りでも新規登録を希望される方がいらっしゃいましたら、まちなみ景観課までご連絡ください。

意見交換会を実施しました

昨年9月に、2年ぶりとなる意見交換会を実施しました(内容については前回のニュースレターをご参照ください)。日々除却活動を行っている協力員の皆様のご意見は大変参考になりました。来年度の意見交換会は5月の開催を予定しています。皆様のご参加をお待ちしております。(詳細は次号で!!)

業界団体へ注意喚起のチラシを配布しました

現在、除却報告されている貼り紙の90%以上が不動産関係のものであることから、市では市内の不動産業界団体に捨て看板防止に関する協力を依頼しました。まず第一に、加盟事業者への「捨て看板防止啓発チラシ」の配布を依頼し、了承いただいております。市では今後とも業界団体との連携を行い、啓発活動の実施などによって、捨て看板防止に取り組んでいく予定です。

<ご協力いただいた業界団体>

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 八王子支部

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部多摩南支部



皆様のご意見をお寄せください

日頃、除却活動を行っていく中で、本活動に関する改善案やご不便など何か感じたことがあればまちなみ景観課までご連絡ください。「こんな時に危なかった」「こんなものがあれば便利」などジャンルは問いません。今後の制度運用の参考とさせていただくとともに、必要な情報を協力員の皆様へ共有させていただきます。

電話やメールなどご都合のよろしい方法でお願いします。もちろん、直接まちなみ景観課窓口にお越しいただけるとなお嬉しいです。

第一線で活動する皆様の声をお聞かせください！！

除却協力員の皆様の継続意思確認を実施します

来年度以降も除却協力員を継続されるか否かの意思確認を実施いたします。

別紙の回答用紙に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒でご返送ください。

提出締切 平成31年3月26日

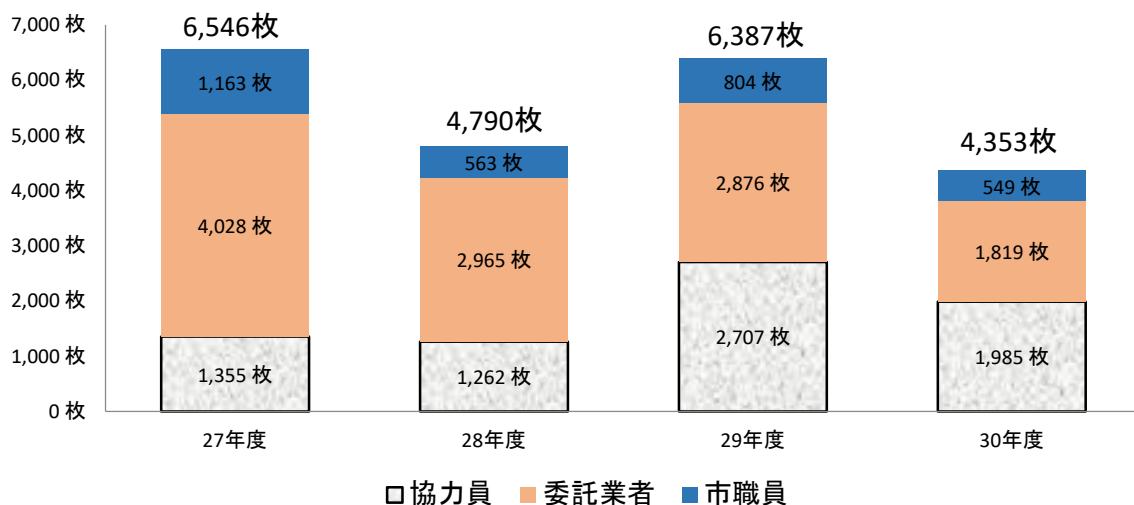
本年度も大変お世話になりました。
今後とも本市の景観向上にご協力をお願いいたします。

編集発行：八王子市まちなみ整備部 まちなみ景観課
TEL：620-7267 FAX：626-3616
Mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

今回のニュースレターは、協力員を昨年度で辞退された方にもお送りしています。次号からは、今年度も協力員を継続された方にのみお送りします。

昨年度は、4,353枚を除却！

昨年度除却した枚数は、総数4,353枚にのぼりました。そのうち、皆様に除却していただいた捨て看板は、1,985枚にのぼります(全体の45.6%)。市内の違反屋外広告物の数は皆様のご協力により昨年度と比べ減少しておりますが、今後も皆様のご協力が必要です。引き続き今年度もどうぞよろしくお願いいたします。



131名で新年度をスタートします！

3月に継続確認のお便りを協力員の皆様へお送りしました。その結果、141名の方々からお返事をいただき、131名の継続の意思表示をいただきました。ありがとうございます。また、協力員を辞退された皆様におかれましては、今まで除却活動にご協力いただき、本当にありがとうございました。職員一同感謝申し上げます。

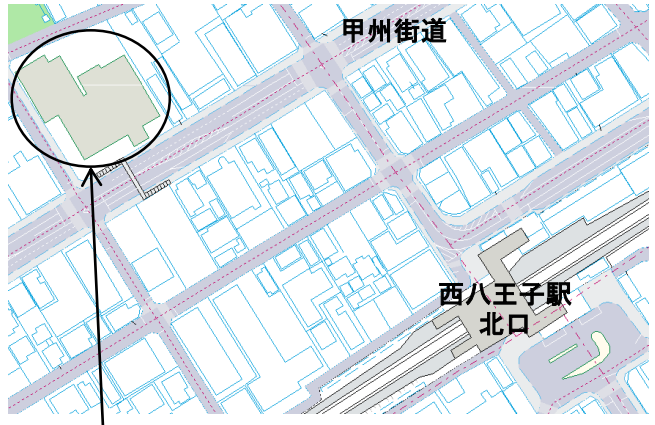
新しい身分証明書を交付いたします

昨年度身分証明書の交付を受けた方で、継続の意思表示をしていただいた皆様には、「違反屋外広告物除却協力員身分証明書」を同封いたしました。なお、身分証の裏面に記載されている元号について、5月1日の改元以後は「平成」を「令和」に読み替えてご使用願います。なお、継続の意思表示をしていただいても、身分証明書が同封されていらない方は、20分程度の講習が必要です。まちなみ景観課にて受講後、身分証明書を交付いたしますので、まずはご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

意見交換会の実施について

日頃よりご協力をいただいている協力員の皆様との交流を図ることを目的として、6月1日(土)に意見交換会を開催しますので、ぜひご参加をお待ちしております。

日時 2019年6月1日(土)
10:00~12:00
場所 中央図書館3階 第2会議室
(住所:千人町3-3-6)



いずれかの方法で申込みをお願いします。

- ① 窓口 市役所5階まちなみ景観課
- ② 電話 620-7267
- ③ FAX 626-3616
(お名前とご連絡先をお知らせください。)
- ④ メール b132300@city.hachioji.tokyo.jp

申込み(5月31日(金)まで)

中央図書館はこちら

議題提案等がありましたら、
あわせてお知らせください

今回の意見交換会は、活動内容について意見交換させていただくほかにも、捨て看板を設置している現場を発見した場合や捨て看板を除却しているところを業者にとがめられた場合など、万が一業者とトラブルになりそうな時どう対応したらいいのか、シュミレーションを交えて皆様と一緒に考えてみたいと思っています。

ボランティア保険について

協力員の皆様には安全やトラブルに十分気を付けて活動をお願いしておりますが、万が一に備えてボランティア保険に加入しております。補償内容及び上限金額の概要は下表の通りになります。

2019年度ボランティア保険

補償内容	補償上限額
死亡補償	1,000万円
入院補償(1日当たり)	6千円
通院補償(1日当たり)	3千円

各地域事務所への看板持込みについて

除却していただいた違反屋外広告物は、市役所本庁舎や地域事務所等に持ち込んでいただいております。

お持込みいただく際は、下記の**時間内にお持込み**いただきますようお願いいたします。

	市役所本庁舎 各地域事務所	八王子駅南口 総合事務所	各市民センター (第2・4月曜日は 休館日、但し祝・ 休日は開館)
平日	8:30~17:00	8:30~19:00	9:00~21:30 (年末年始は 閉庁)
土・日	閉庁	8:30~17:00	
祝・休日	閉庁	閉庁	

編集発行:八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

TEL: 620-7267 FAX: 626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp

意見交換会を実施しました

令和元年6月1日（土）に除却協力員意見交換会を実施しました。今回のニュースレターでは、意見交換会でいただいたご意見やご質問の一部をご紹介しますと思います。

質問:最近は貼り紙が減ったと感じる。何か特別な対応を行ったのか？

回答:一時期フリーダイヤル記載の貼り紙が極端に増えたため、警察や市役所防犯課などの関係各所に協力を依頼しました。関係所管へ横断的に対応を行ったことが有効であったと考えています。



質問:他の自治体ではどのようにして捨て看板へ対応しているのか？八王子市と同じようにボランティア制度があるのか？

回答:他市への調査の結果、下表のような対応であることが分かりました。

(表)近隣自治体の対応状況

	八王子	立川市	三鷹市	府中市	昭島市	小平市	日野市
ボランティア制度	○	○	×	×	○	○	×
民間業者への除却委託	○ (3回)	×	○ (8回)	○ (6回)	×	○ (8回)	×

○:あり(カッコ内は1ヶ月の活動回数) ×:なし

質問:個人住宅の塀などに貼られている政治ポスターが、まちの美観を損なっていると感じる。

回答:個人住宅に貼られているものは除却協力員制度では除却できません。さらに、条例は「思想の自由」に特段の配慮をしているので、その意味でも除却はできません。

質問:市は捨て看板対策として、民間業者と撤去作業委託を結んでいるようだが、どんな業者と契約しているのか。

回答:分類すると清掃業者になります。

意見:トラブルになりそうな場合は身を引けと言われるが、責任ある立場として引くわけにはいかないと考える。

回答:頼もしいご意見で大変心強いのですが、安全には十分にご注意して活動してください。

まちなみ景観課って何をしているの？

「捨て看板除却活動の担当課がまちなみ景観課であることは分かるけど、そもそも、まちなみ景観課とは何をしている課なのか？」というご質問を今回の意見交換会でいただきました。今更ながら、担当としても協力員の皆様に十分に説明する機会が無かったことに気が付きました。この場を借りてご紹介させていただきます。

事業内容は大きく分けて3つ！！

看板の適正化

看板の大きさや設置方法を審査して、適法か否かを判断します。適法であれば「許可」し、違法であれば是正指導を行います。

看板の設置者に、条例で定められた基準を遵守させることで、美観の維持と安全の確保を目指しています。



電柱等に貼られている貼り紙は「違法な看板」の一種です。そこで、除却協力員の皆様に適正化(除却)のお手伝いをしていただいているのです。

建築物等の色彩を規定

建物などの色彩等の基準を定めて、事業者に守らせませす。色彩基準は一律ではなく、その地域に適した景観を考慮した上で定められています。これによって、極端な色彩の建築物の出現を防止し、調和のとれた雰囲気を作りあげます。

地区まちづくり

良い地域を作ろうとする市民のお手伝いをします。地域の魅力を引き出すためには、地元市民の参加・参画が不可欠です。そこで、地元協議会の設立や地元ルール運用の支援を行い、多様な地域特性を活かしたまちの実現を目指します。

トラブル対応シミュレーションを実施しました

前回の意見交換会でいただいたご意見の中で、「トラブルに巻き込まれそうになったときの対応方法をシミュレーション形式で示してほしい」といったものがありました。そこで、意見交換会の場を利用して、トラブル場面を想定したシミュレーションを行いました。その際「意見交換会に参加されなかった協力員の皆様にも共有した方が良い」とのご意見もいただきましたので、別紙のとおり資料を同封いたします。今後の除却活動の参考として、目を通していただけたらと思います。

アンケートを実施します！！

意見交換会において、除却協力員制度の充実のためにアンケートを実施してはどうかとご提案いただきました。日々除却活動に取り組んでくださっている皆様のお声をお聞かせください。皆様の回答を今後の除却協力員制度の充実に活用させていただきたいと考えております。

同封いたしました返信用封筒を利用して回答期限までにご返信ください。

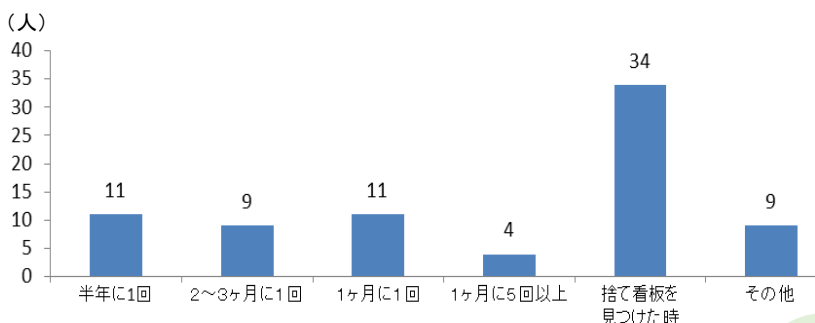
回答期限：8月31日

アンケートにご協力ありがとうございました。

7月号で実施したアンケートでは、82名の方からご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。いただいたご意見等を今回と次回の2回に分けてご紹介したいと思います。

質問: 活動状況について

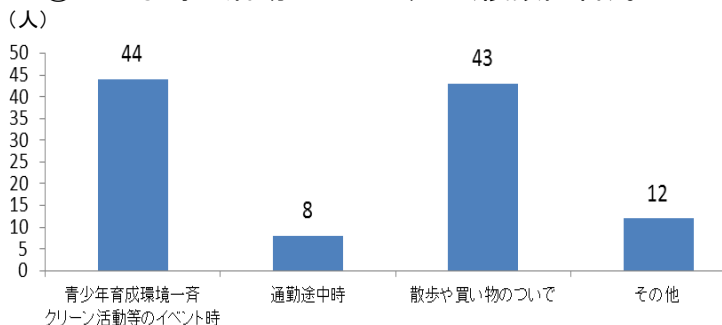
①どのくらいの頻度で活動していますか。



その他理由

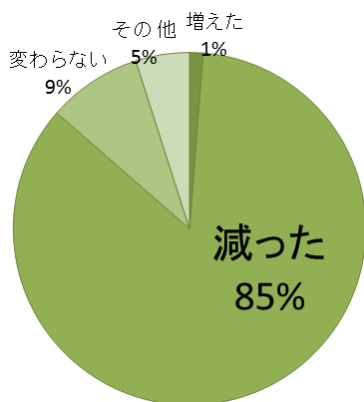
- ・犬の散歩時にチェックしています(毎日)
- ・朝のウォーキング時、毎日見えています
- ・常時
- ・団地清掃日 など

②どんな時に活動していますか(複数回答)。



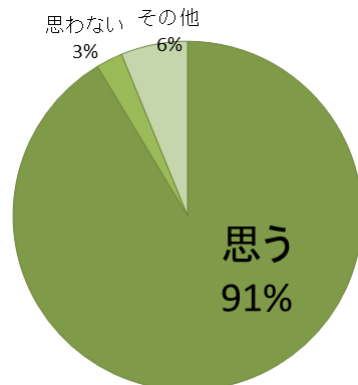
お忙しい中たくさんの方に除却活動にご協力いただき、ありがとうございます。日々の日課として行われている方、パトロールや清掃イベント時に活躍してくださる方も多いようです。「できる人が、できるときに、できることを」をモットーに、ご自分のペースで、ぜひ今後も活動いただけると嬉しいです！

③以前と比べて、捨て看板の状況をどう感じますか。



皆様のご協力もあり、多くの方が捨て看板は減ったと感じているようです。私共もそのように感じておりますが、参考までに、今年度上半期の除却枚数は2,244枚となっており、昨年度と横ばいの状況です。引き続きご協力お願いいたします！

④今後も除却協力員を継続したいと思いますか。



自由記述欄より一部ご紹介いたします。

Aさん: カラーコーンの不動産宣伝が公道に置いてある。個人使用物で撤去しづらい。

まちなみ景観課: カラーコーンやベニヤ板等を利用した広告物には財産権があるため、一定期間保管しなければなりません。そのため、まちなみ景観課で撤去作業をしますので、ご連絡ください。

Bさん: 不動産業者の看板を撤去しても、また同じ場所に貼ってあり、「いたちごっこ」で無力感を感じてしまう。

まちなみ景観課: いつもご協力いただきありがとうございます。皆様のお力もあり、違反広告物の数は年々減少しています。引き続きご協力をお願いします。

Cさん: 除却したごみが家にたまってしまう。

まちなみ景観課: 除却した貼り紙はご自宅で処分していただいても構いませんが、各地域の事務所・市民センターでもお引き取りしております。地域事務所、市民センターの職員には除却協力員制度についてお知らせしています。もちろん、まちなみ景観課窓口でも回収していますので、ぜひお越しください！

ニュースレターおよび意見交換会についてのアンケートの集計結果は、引き続き次号でもお知らせいたします！
おたのしみに！

除却協力員制度の周知活動報告

9月1～10日は屋外広告物適正化旬間ということもあり、広報「はちおうじ」9月1日号で制度の紹介をしました。この反響もあり新たに2名の方が協力員になってくださいました。

また、除却協力員の方の中には、青少年対策委員会主催の清掃活動時に除却活動を行ってくださる方も多いため、青少年対策地区委員会連絡会に参加させていただき、周知を行いました。続いて10月には、全日本不動産協会を訪問したところ、心強いことに4名の方に協力員になっていただきました。現在、146名の方に活動していただいています。今後もみなさんと協力してまちの美化を推進していきたいと思っております。



広報「はちおうじ」9月1日号



9月16日 青少年対策地区委員会連絡会

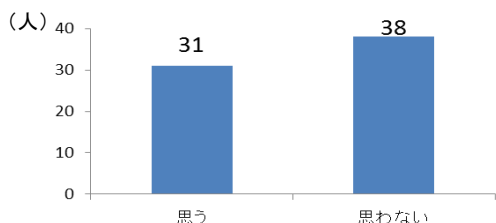
昼夜の寒暖の差が厳しい季節です。お風邪などひかれませんよう、お身体に気をつけてお過ごしください。

アンケートにご協力ありがとうございました。第2弾！

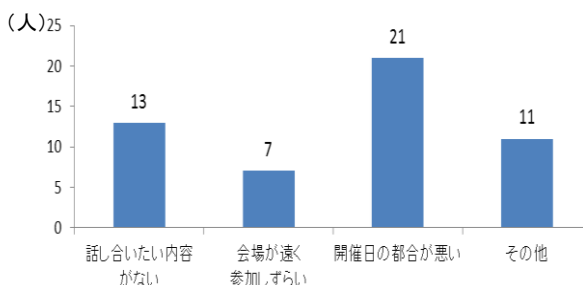
皆様のご協力により、今年度アンケート実施を試みることができました。前号に引き続き、いただいたご意見・ご感想を紹介いたします。

質問：『除却協力員意見交換会』について

①意見交換会に参加したいと思いますか。



②思わないを選んだ理由はなんですか。



市では、ニュースレターの発行だけでなく、顔を合わせて、現在の活動や今後について話をする機会を年1回は設けたいと考えておりますが、意見交換会は土曜日に開催しており、都合がつかず参加できないという声が多くありました。会場、開催時期、内容など、多くの方が参加できるよう、よく検討していきたいと思えます。

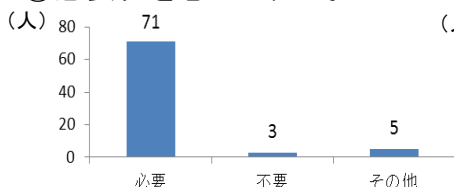
その他理由

- ・必要ないから
- ・ニュースレターで情報がつかめるため
- ・八王子駅前がいい。市役所は遠い。

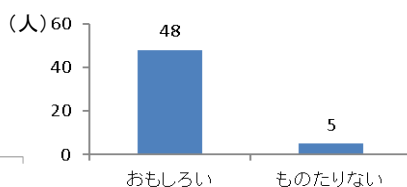
除却活動の内容にあわせて、中にはお住まいの地区の状況報告をお話したいという方もいらっしゃいました。ぜひ気軽に参加してください。

質問：除却協力員通信(ニュースレター)について

①必要性を感じますか。



②内容は適切と感じますか。



載せてほしい記事

- ・撤去できるもの、出来ないものについて
- ・意見交換会の実施録
- ・「捨て看板除却 こんなときどうする」はいい企画でした。

自由記述より意見：貼り紙で許可された場合は、許可番号を添付するようにしてほしい。

回答：貼り紙で許可をしているものはほとんどありませんが、条例では、許可をした広告物には許可したことを示すシールを貼り付けるよう規定しています。(電車等の車体広告など一部貼り付けしていない広告物もあります)。公共目的以外で、道路標識や電柱に貼ってある貼り紙は違反です。ただし、個人宅等で表示されている貼り紙は、持ち主が管理しているため除却できません。活動の参考にしてください。

屋外広告物許可済

許可権者 八王子市長
許可期間 令和元年〇月×日から
令和3年〇月〇日まで
許可番号 第1号
所在 八王子市〇〇町-△△
名称 株式会社□□□

許可シール(見本)

多くの貴重なご意見をありがとうございました。皆様から頂いたご意見は、今後の業務に役立ててまいります。引き続き、今後の活動に向けてご意見がありましたら、いつでもまちなみ景観課までお知らせください。

除却協力員の皆様の継続意思確認を実施します

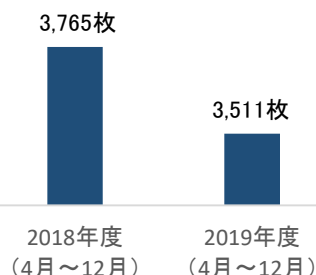
来年度以降も除却協力員を継続されるか否かの意思確認を実施いたします。
別紙に必要事項をご記入のうえ、同封した返信用封筒でご返送ください。

提出締切 2020年3月2日

2019年度を振り返って

2019年4月から年12月末まで、協力員の皆様には1,498枚除却していただきました。委託業者や市職員の除却枚数もあわせて総数は**3,511枚**になります。ご協力ありがとうございます。

昨年の3,765枚に比べて枚数は減少していますが、台町、片倉町、檜原町、犬目町は除却枚数の多い地域となっております。また、昨年度少なくなったフリーダイヤル記載の貼り紙が最近、みなみ野周辺で増加しています。市も除却にあたっていますが、協力員の皆様でお近くを通るようでしたら、確認していただくと嬉しいです。



除却協力員制度の周知

① 「総合報道」に掲載されました

除却協力員制度が2019年11月25日の新聞「総合報道」で紹介されました。

「総合報道」とは、屋外広告(看板)からサイン、ディスプレイなどの情報を紹介する業界専門新聞です。



② 9月1日号広報はちおうじで周知しました

9月1～10日は屋外広告物適正化旬間ということもあり、あわせて制度の周知をしました。

この結果、新たに2名の方が協力員になってくださいました。

③ 全日本不動産協会を訪問しました

10月に訪問し、制度の説明をしたところ、4名の方に協力員になっていただきました。

来年度に向けて

「いきいき活動展」

市が秋ごろ開催を予定している「いきいき活動展」で、除却活動を紹介しようと考えています。

そこで、皆様の除却活動の様子がわかる写真等を募集したいと思います！

可能であれば私共が除却活動中の様子を撮りに行ってもいいと考えております。ご協力いただける方は、まちなみ景観課までご連絡をお願いいたします！！

しおりの改訂

「屋外広告物除却協力員のしおり」の改訂を予定しています。改訂にあたって、協力員の皆様から載せてほしい内容を募集します。

前回、皆様に配布した「捨て看板除却、こんなときどうする」や、アンケートのご意見なども掲載する予定ですが、これも載せてほしいというものがありましたら、2020年3月末ごろまで募集します。皆様のご意見をお待ちしております！



本年度も大変お世話になりました。今後とも本市の景観向上にご協力をお願いいたします。

編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

TEL: 620-7267 FAX: 626-3616 MAIL: b132300@city.hachioji.tokyo.jp

今回のニュースレターは協力員を辞退された方にもお送りしています。次号からは協力員を継続された方にのみお送りします。

協力員の皆様へのお願い

現在、国内各地で新型コロナウイルス感染者が増加しております。今月には国から「緊急事態宣言」が発令され、不要不急の外出は控えることなど、適切な行動をとるように呼びかけがありました。

そこで、協力員の皆様には、感染拡大防止の観点から、

当面の間、除却活動を休止して頂くようお願いいたします。

自分自身を守り、ご家族や身近な方の健康と安全を守っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

2月に継続確認のお便りを協力員の皆様へお送りしました。その結果、124名の方々からお返事をいただき、113名の継続の意思表示をいただきました。

協力員を辞退された皆様におかれましては、今まで除却活動にご協力いただき、誠にありがとうございました。職員一同感謝申し上げます。

まだ提出されていない方々につきましても、お便りをお待ちしております。

除却協力員地域人数

中央地域	
町名	人数(人)
千人町	9
明神町	3
平岡町	2
中町	1
台町	1
大和田町	2
中野町	2
田町	1
横山町	1
子安町	3
三崎町	1
中野山王	1
中野上町	1
元本郷町	1
緑町	1

北部地域	
町名	人数(人)
小宮町	6
宇津木町	7
大谷町	5
石川町	4
久保山町	3
左入町	3
丹木町	1
滝山町	2
宮下町	1
みつい台	1
丸山町	1
戸吹町	1
高倉町	1
加住町	1

西部地域	
町名	人数(人)
西寺方町	3
檜原町	3
元八王子町	2
川町	1
大楽寺町	1
叶谷町	1
川口町	1

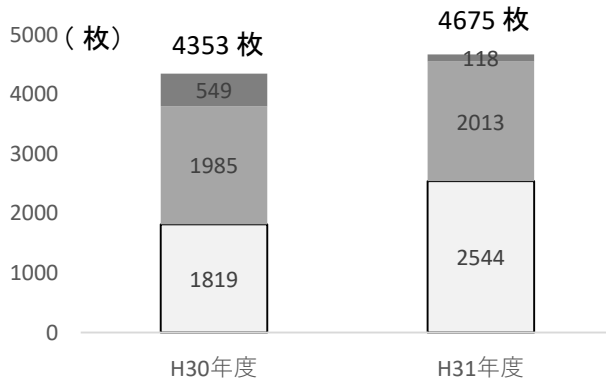
東南部地域	
町名	人数(人)
北野台	5
片倉町	3
絹ヶ丘	3
北野町	1
打越町	1

西南部地域	
町名	人数(人)
散田町	3
長房町	3
高尾町	1
東浅川町	3
めじろ台	1
南浅川町	1

東部地域	
町名	人数(人)
南大沢	4
鑑水	1
松木	1
下柚木	1
別所	1
堀之内	1
南陽台	1

※協力員の名簿は個人情報のため公表しておりません

昨年度の除却枚数は4675枚！！



□委託業者除却集計 ■協力員除却集計 ■職員除却集計

昨年度除却した枚数は、4675枚にのぼりました。そのうち、除却協力員の皆さんに除却して頂いた枚数は2013枚になりました（全体の43%）。

昨年度に引き続き、協力員の皆様には多くの違反屋外広告物を除却して頂きました。ご協力いただきありがとうございます。

新しい身分証を交付します

今年度、継続の意思表示をしていただいた皆様には、「違反屋外広告物除却協力員身分証」を同封いたしました。活動の際には必ず携帯して頂きますようお願いいたします。

また、身分証ホルダーとストラップを配布しております。ご希望の方は、まちなみ景観課までご連絡をお願いいたします。

ボランティア保険

協力員の皆様には安全やトラブルに十分に気を付けて活動して頂いておりますが、万が一に備えて傷害保険に加入しております。補償内容及び上限金額の概要は表のとおりになります。

表 令和2年度ボランティア保険

補償内容	補償上限額
死亡補償	1000万円
入院補償(1日当たり)	6千円
通院補償(1日当たり)	3千円

今年度の予定

■除却協力員意見交換会

昨年度も実施した意見交換ですが、新型コロナウイルス感染拡大を抑制するため、これからの状況を考慮し開催を判断いたします。今後、開催日程等が決まりましたらニュースレターにてお伝えいたします。

■いきいき活動展

高齢者いきいき課が主催する「いきいき活動展」で、皆様の活動を紹介する予定ですが、現時点では新型コロナウイルス収束状況を考慮し開催を判断するそうです。こちらについてもわかりましたらニュースレターにてお伝えいたします。

現在、新型コロナウイルス関連のニュースが大きく取り上げられています。皆さま、くれぐれもお身体にお気をつけてお過ごしください。

編集発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課

TEL：620-7267 FAX：626-3616 MAIL：b132300@city.hachioji.tokyo.jp